

印西市入札・契約制度の改善について

(平成28年3月)

本市では、公正で透明性・競争性の高い入札・契約制度を確立するため、入札契約手続きの改善に努めていますが、より一層の改善を図るため平成28年4月1日から下記のとおり実施することとします。

1. 物品購入における一般競争入札の1者入札を有効とする運用について

本市の入札約款または電子入札約款において、「入札参加者が1者である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめる」こととしておりますが、物品は性能・価格等を広く公開しており、仕様や品質の低下、不適切な価格設定はできないものと考えられるため、物品購入の一般競争入札において、入札参加者が1者でも入札を有効とします。

【実施時期】平成28年4月1日以後に公告する事業から適用します。

2. 業務委託に関する一部委任の運用について

本市の業務委託において原則禁止としている再委託を、一括再委託の禁止とします。また、運用に関する事項を明確化するために、ガイドラインを定めます。

《参考》業務委託契約に関する再委託ガイドライン

【実施時期】平成28年4月1日から適用します。

3. 複数単価契約及び単価契約と総価契約を同一とする契約の取扱い

複数単価契約に係る入札、見積書の徴取及び落札者の決定に関する基準を定めます。

《参考》印西市複数単価契約における落札等決定基準

【実施時期】平成28年4月1日から適用します。

4. 制限付き一般競争入札参加資格確認申請について

制限付き一般競争入札について、提出書類等の変更をします。

(1) 工事部門

①「経営事項審査結果通知書」の添付を省略

「建設業情報管理センター」の経営事項審査結果の公表で確認を行います。

②「建設業法に基づく許可を受けたことを確認できる書類」の添付を省略

「国土交通省」の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムで確認します。

③配置予定技術者について、2名までの候補者を記載できることとし、契約締結時に技術者を選任することとします。

※ただし、①及び②について、システムで確認できない場合は提出を求めます。

(2) 物品部門

「同種事業の実績を証する書類の写し」の添付を不要とします。

(3) 工事・物品共通

ちば電子調達システムで申請した案件に限り「制限付き一般競争入札参加確認申請書」および「誓約書」への使用印の押印を省略とします。

【実施時期】平成28年4月1日から適用します。

5. 前金払に関する運用

公共工事等の適正な施工の確保や受注者の資金調達の円滑化等を図るため、前金払制度の改正及び新設をします。

《参考》印西市公共工事の前金払及び部分払に関する取扱要領

(1) 建設工事請負契約に係る前金払の上限額の撤廃

前金払の上限額（2億円）を撤廃します。

(2) 建設工事請負契約に係る中間前金払の新設

契約当初の前金払に加え、工事の中間時点で一定の条件を満たしていれば、中間前金払（契約金額の2割以内）が受けられるようになります。

対象	・設計図書等において中間前金払の支払条件を付したもの。 ・前金払を受けた工事であること。 ・各契約年度の工期が100日以上であること。 ・前払金保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書（中間前払金保証）を市に寄託できること。
要件	次の全ての条件を満たすもの ・工期の2分の1を経過していること。 ・工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

	・既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の10分の5以上の額に相当するものであること。
--	--

(3) 建設工事に関する設計、測量、調査業務委託の前金払の新設

公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条に規定する工事の設計、調査、測量に対し前金払（契約金額の3割以内）が受けられるようになります。

対象	・設計図書等で前金払の支払条件を付したもの。 ・契約金額が500万円以上であること。 ・前払金保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書（前払金保証）を市に寄託できること。
----	---

【実施時期】平成28年4月1日から適用します。

6. 最低制限価格、低入札価格調査基準の算定方法の見直し

各基準価格の算定に使用する項目のうち、一般管理費の率を見直します。

最低制限価格制度

《対象》・500万円を超え1億円未満の工事又は製造の請負

・500万円を超える街路樹、公園管理、草刈業務その他これらに類する業務委託

《最低制限価格の算出基準》

工事等の種別	算出基準
すべての工事又は製造	予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の90を乗じて得た額とし、予定価格の100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。 (1) 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額に100分の80を乗じて得た額 (4) 一般管理費の額に<u>100分の55</u>を乗じて得た額
街路樹管理、公園管理、草刈業務その他これらに類する業務委託	予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。

低入札価格調査制度

《対象》・総合評価方式における入札

- ・ 1 億円以上の一般競争入札による工事等の請負

《低入札価格調査基準価格及び低入札失格基準価格の算出基準》

基準価格の種別	算出基準
低入札価格調査基準価格	予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の90を乗じて得た額とし、予定価格の100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。 (1) 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額に100分の80を乗じて得た額 (4) 一般管理費の額に<u>100分の55</u>を乗じて得た額 なお、工事等の性質上これにより難しいものについては、予定価格に100分の90を乗じて得た額から予定価格に100分の70を乗じて得た額の範囲内で適宜設定する。
低入札失格基準価格	予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。 (1) 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額 (4) 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額

【実施時期】平成28年4月1日から適用します。

7. 印西市工事等業者選定基準の見直しについて

・指名競争入札の等級別発注基準について、発注金額を以下のとおり見直します。

《現 行》

別表 1

等級	工事の種類及び発注金額			
	土木工事一式	建築工事一式	舗装工事	設備その他工事
A	6000 万円以上	1 億円以上	3000 万円以上	1500 万円以上
B	3000 万円以上 6000 万円未満	5000 万円以上 1 億円未満	1000 万円以上 3000 万円未満	500 万円以上 1500 万円未満
C	500 万円以上 3000 万円未	1500 万円以上 5000 万円未満	500 万円以上 1000 万円未満	500 万円未満
D	500 万円未満	1500 万円未満	500 万円未満	

別表 2

等級	工事の種類及び発注金額			
	土木工事一式	建築工事一式	舗装工事	設備その他工事
B	3 億円未満	5 億円未満	5000 万円未満	2500 万円未満
C	6000 万円未満	1 億円未満	3000 万円未満	1500 万円未満
D	3000 万円未満	5000 万円未満	1000 万円未満	

《改 正》

別表 1

等級	工事の種類及び発注金額			
	土木工事一式	建築工事一式	舗装工事	設備その他工事
A	1 億円以上	1.5 億円以上	1 億円以上	2500 万円以上
B	5000 万円以上 1 億円未満	5000 万円以上 1.5 億円未満	5000 万円以上 1 億円未満	1000 万円以上 2500 万円未満
C	1000 万円以上 5000 万円未満	1000 万円以上 5000 万円未満	1000 万円以上 5000 万円未満	1000 万円未満
D	1000 万円未満	1000 万円未満	1000 万円未満	

別表 2

等級	工事の種類及び発注金額			
	土木工事一式	建築工事一式	舗装工事	設備その他工事
B	3 億円未満	5 億円未満	3 億円未満	5000 万円未満
C	1 億円未満	1 億円未満	1 億円未満	2500 万円未満
D	5000 万円未満	5000 万円未満	5000 万円未満	

1. 工事の種類別及び等級別の発注基準については、別表 1 に掲げる等級に格付けされた者の中から行うものとする。
2. 工事の施工上必要があるときは 1 で定めた等級のそれぞれ直近上位若しくは下位の者までを指名することができる。ただし、一の工事について直近上位及び直近下位の者を同時に指名することはできない。
3. 直近下位の者を指名する場合の発注基準の上限の額は、別表 2 に掲げるとおりとする。

【実施時期】平成 28 年 4 月 1 日以後に公告する事業から適用します。

8. 印西市制限付き一般競争入札参加資格要件選定基準の見直しについて

・制限付き一般競争入札の資格要件について、「等級」の表示を「総合評定値」に変更します。

《現 行》

別表1 建設工事（土木一式、舗装工事）

発注金額	事業所の所在地	等 級
1 億 5 千万円以上		経営事項審査総合評定値により設定する
1 億 5 千万円未満 1 億円以上	市内、準市内、 印旛郡市内、県内	A
1 億円未満 5000 万円以上	市内、準市内、 印旛郡市内	A B
5000 万円未満 1000 万円以上	市内	A B C
1000 万円未満	—	指名競争入札

別表2 建設工事（建築一式工事）

発注金額	事業所の所在地	等 級
1 億 5 千万円以上		経営事項審査総合評定値により設定する
1 億 5 千万円未満 5000 万円以上	市内、準市内、 印旛郡市内、県内	A B
5000 万円未満 1000 万円以上	市内、準市内、 印旛郡市内、県内	A B C
1000 万円未満	—	指名競争入札

別表3 建設工事（設備その他工事）

発注金額	事業所の所在地	等 級
5000 万円以上		経営事項審査総合評定値により設定する
5000 万円未満 2500 万円以上	市内、準市内、 印旛郡市内、県内	A
2500 万円未満 1000 万円以上	市内、準市内、 印旛郡市内、県内	A B
1000 万円未満	—	指名競争入札

《改 正》

別表1 建設工事（土木一式、舗装工事）

発注金額	事業所の所在地	総合評定値
1 億 5 千万円以上		経営事項審査総合評定値により設定する
1 億 5 千万円未満 1 億円以上	市内、準市内、 印旛郡市内、県内	8 0 0 以上
1 億円未満 5000 万円以上	市内、準市内、 印旛郡市内	7 0 0 以上
5000 万円未満 1000 万円以上	市内	6 0 0 以上
1000 万円未満	—	指名競争入札

別表2 建設工事（建築一式工事）

発注金額	事業所の所在地	総合評定値
1 億 5 千万円以上		経営事項審査総合評定値により設定する
1 億 5 千万円未満 5000 万円以上	市内、準市内、 印旛郡市内、県内	7 0 0 以上
5000 万円未満 1000 万円以上	市内、準市内、 印旛郡市内、県内	6 0 0 以上
1000 万円未満	—	指名競争入札

別表3 建設工事（設備その他工事）

発注金額	事業所の所在地	総合評定値
5000 万円以上		経営事項審査総合評定値により設定する
5000 万円未満 2500 万円以上	市内、準市内、 印旛郡市内、県内	8 0 0 以上
2500 万円未満 1000 万円以上	市内、準市内、 印旛郡市内、県内	7 0 0 以上
1000 万円未満	—	指名競争入札

【実施時期】平成28年4月1日以後に公告する事業から適用します。